

22377 ペルタッグブルー 20 枚×5

更新日：2025 年 6 月 10 日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：

製品名称 ペルタッグブルー20 枚×5

製品番号 (SDS NO) : 22377

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称：日本全薬工業株式会社

住所：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 2 番 6 号 駿河台ビル 2F

担当部署：事業開発部

電話番号(緊急連絡先)：03-5282-2483

FAX：03-3295-0255

本製品に関するその他の情報については、別添資料をご参照ください。

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 ペルタッグブルー

供給者の会社名称, 住所及び電話番号
会社名 住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社
住所 大阪府大阪市中央区道修町二丁目2番8号
担当部門 RC部
電話番号 06-6223-7543
FAX番号 06-6210-1810

推奨用途 殺虫剤(動物用医薬品)
使用上の注意(制限) 推奨用途以外には使用しないこと。取扱い時の注意事項は7項を参照

2. 危険有害性の要約

GHS分類
分類基準に該当しない。以下ラベル要素は項目自体削除。

3. 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別 混合物

化学名及び一般名

成分名	CAS No.	含有量
3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	52645-53-1	15%
アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	103-23-1	30%
エチルベンゼン	100-41-4	0.3%
キシレン	1330-20-7	0.3%
酸化チタン(IV)	13463-67-7	0.4%
銅及びその化合物	1328-53-6 147-14-8	0.1%
フタル酸ジイソノニル	28553-12-0	0.1%

危険有害成分

化学物質管理促進法(PRTR法) (令和5年4月1日施行) (カッコ内は管理番号)

ペルメトリン(No.350)、アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)(No.567)

労働安全衛生法(※令和6年4月1日施行より、該当する物質は施行日に合わせて追記)

第57条 表示対象物質 エチルベンゼン、キシレン、ペルメトリン(令和8年より)

第57条の2 通知対象物質 エチルベンゼン、キシレン、酸化チタン(IV)、銅及びその化合物、ペルメトリン(令和8年より)、フタル酸ジイソノニル(令和8年より)

※労働安全衛生法の各種施行令・規則については15. 適用法令を参照のこと

毒物及び劇物取締法 非該当

4. 応急措置

吸入した場合: 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、安静にし、当該SDSや製品ラベル情報を医師に示して直ちに医療機関で手当てを受ける。

皮膚に付着した場合: 汚染された衣類、靴を脱がせ、速やかに製品に触れた部分を大量の水または微温湯と石けんで洗浄する。外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医療機関で手当てを受ける。

眼に入った場合: 直ちに大量の清浄な水でまぶたの裏も含めて最低15分間注意深く洗浄した後、眼科で手当てを受ける。

飲み込んだ場合: 直ちに水でよく口の中を洗浄し、医療機関で手当てを受ける。嘔吐物は

飲み込ませないようにする。

5. 火災時の措置

適切な消火剤:

水[○] 炭酸ガス[○] 泡[○] 粉末[○] 乾燥砂[○]

使ってはならない消火剤:

棒状の水を放射する消火器は使用しない

6. 漏出時の措置

本品は成形品のため漏洩しないが、万一、大量に拡散した際には次の注意を守る事

人体に対する注意事

・ 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。

項、保護具及び緊急

・ 作業の際には必ず保護具(防塵マスク、耐溶剤性手袋、保護眼鏡、保護衣等)を着用する。

時措置:

環境に対する注意事

・ 流出した製品が河川等に混入し、環境へ影響を起こさないように注意する。

項:

封じ込め及び浄化の

・ 回収物は密閉できる空容器に回収し、関連法規に基づいて処置する。

方法及び機材:

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

・ 換気の良い場所で取り扱う。

・ 容器はその都度密封する。

・ 皮膚、粘膜、又は着衣に付着したり、眼に入らないように適切な保護具を着用する。

・ 取扱い後は手・顔などを良く洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。

・ 密閉された場所における作業では、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

保管:

・ 保管場所は、食品、食器、飼料などと区別し、小児などの手の届かない所で、直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所にする。

・ 他の容器に移して保管しないこと。

8. ばく露防止及び保護措置

保護具: 状況に応じて次の保護具を着用すること。

呼吸用保護具

15. 適用法令の労働安全衛生法 通知対象物質に記載されている物質に対応した防毒マスクを着用する。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼、顔面の保護具

保護眼鏡を着用する

皮膚及び身体の保護具

長袖、長ズボンを着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

合成樹脂成型品

色

青色

臭い

特有のにおい

沸点又は初留点及び沸点範囲

情報なし

可燃性

情報なし

爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界

情報なし

引火点

情報なし

自然発火点

情報なし

分解温度

情報なし

pH

情報なし

動粘性率

情報なし

蒸気圧

情報なし

密度及び／又は相対密度

情報なし

相対ガス密度

情報なし

粒子特性

情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性:

通常の実験においては安定。

化学的安定性:

通常の実験においては安定。

危険有害反応可能性:

下記の分解生成物が発生するおそれがある。

避けるべき条件:

熱や発火源を避けること。

混触危険物質:

情報なし

危険有害な分解生成物:

刺激性ガス[○] NOx[○] SOx[-] その他[CO]

11. 有害性情報

(製剤の情報)

急性毒性(経口)	情報がなく、分類できない
急性毒性(経皮)	情報がなく、分類できない
急性毒性(吸入:気体)	物理的状态又は化学構造が該当しない
急性毒性(吸入:蒸気)	物理的状态又は化学構造が該当しない
急性毒性(吸入:粉じん・ミスト)	情報がなく、分類できない
皮膚腐食性/刺激性	情報がなく、分類できない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	情報がなく、分類できない
呼吸器感作性又は皮膚感作性	情報がなく、分類できない
生殖細胞変異原性	情報がなく、分類できない
発がん性	情報がなく、分類できない
生殖毒性/授乳を介した影響	情報がなく、分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(神経系)に該当する物質を10%以上含有する
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	情報がなく、分類できない
誤えん有害性	情報がなく、分類できない

12. 環境影響情報

(製剤の情報)

生態毒性(急性):	区分1に該当する物質の含有量による計算結果が25%以上となる(加算法)
生態毒性(慢性):	区分1に該当する物質の含有量による計算結果が25%以上となる(加算法)
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壌中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし

13. 廃棄上の注意

- ・自治体の条例や指導に従って処分すること。
- ・使用残、包装材等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。
- ・河川、湖沼、下水道等の水系や地下水への流出に注意し、環境中を汚染しないこと。

14. 輸送上の注意

共通:	運搬に際しては、包装材の漏れのないことを確認して、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。	
陸上輸送:	消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの法規に定められた運送方法に従うこと。	
海上輸送:	船舶安全法の定めるところに従うこと。	
航空輸送:	航空法の定めるところに従うこと。	
国際規制:	国連分類	クラス9
	国連番号	UN3077
	品名	環境有害物質(固体)(ペルメトリンの混合物)
	容器等級	III
	海洋汚染物質	該当

15. 適用法令

薬機法	動物用医薬品
消防法	指定可燃物(合成樹脂類)
化学物質管理促進法(PRTR法) (令和5年4月1日施行) (カッコ内は管理番号)	
ペルメトリン(No.350)、アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)(No.567)	
労働安全衛生法(※令和6年4月1日施行より、該当する物質は施行日に合わせて追記)	
・労働安全衛生法施行令別表第3第1号(製造許可物質、特定化学物質第1類物質)	
対象物質はない(又は閾値未満)	
・労働安全衛生法施行令別表第9及び労働安全衛生規則別表第2(第57条 表示対象物質)	
エチルベンゼン、キシレン、ペルメトリン(令和8年より)	
・労働安全衛生法施行令別表第9及び労働安全衛生規則別表第2(第57条の2 通知対象物質)	
エチルベンゼン、キシレン、酸化チタン(IV)、銅及びその化合物、	
ペルメトリン(令和8年より)、フタル酸ジイソノニル(令和8年より)	

- ・ 特定化学物質障害予防規則 対象物質はない(又は閾値未満)
 - ・ 有機溶剤中毒予防規則 対象物質はない(又は閾値未満)
 - ・ 鉛中毒予防規則 対象物質はない(又は閾値未満)
 - ・ 四アルキル鉛中毒予防規則 対象物質はない(又は閾値未満)
 - ・ 労働安全衛生法施行令 - 別表第一(危険物)
キシレン(引火性物)
 - ・ 労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行) 皮膚等障害化学物質
キシレン
- 毒物及び劇物取締法 非該当

16. その他の情報(記載内容の問い合わせ先、引用文献等)

- 1) 原料メーカーの安全データシート
 - 2) 化学物質総合情報提供システム(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
 - 3) 化学商品(化学工業日報社)
 - 4) JIS Z 7253(2019) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- ※ 15. 適用法令に記載の労働安全衛生法については、今後頻繁に改訂される可能性がある。
改訂が必要な場合、原則当該法令の施行日に合わせてSDSも改訂・公開することとし、対象施行日より以前の発行日SDSは当該施行による改訂箇所がないことを意味する。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。
本品の使用に際しては、ラベル等の記載をよく読み、十分理解した上で、使用方法および用途を厳守して使用して下さい。

(複写はご遠慮ください)